

利用は無料！ (参加費を伴うものを除く)

町田創業プロジェクト

町田市で創業を目指すあなたを、各機関のチームワークで強力にサポート！

創業を目指す方に「起業家カード」を進呈。各機関での支援内容がカードに記録されます。創業に関する知識習得の記録が備わり、町田市が発行する証明書を受け取った創業者には、創業時の各種特典が適用されます。



会社設立にかかる登録免許税を**50%減税**

対象範囲：株式会社、合同会社、合資会社、合名会社

対象期間：創業前および創業5年未満



創業関連保証の対象の拡大 創業2カ月前→**創業6カ月前**から適用



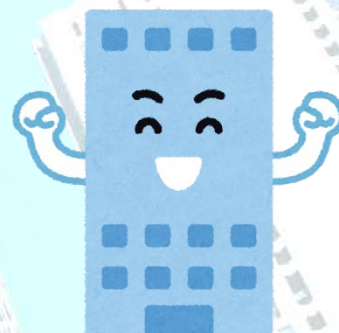
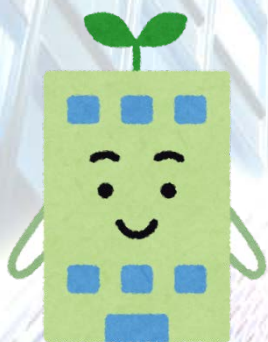
日本政策金融公庫の新創業融資制度における 1/10 以上自己資金要件を満た

したものとみなされます。



町田市中小企業融資制度「創業資金」において、**利子を全額補助**

※その他にも、国や東京都の各種補助金の申請要件になる場合があります。



「町田創業プロジェクト」は、地域の支援機関（下記）が連携して創業者支援を行う公的なネットワークです。事業計画の立案・資金調達・販路開拓・人材育成などの相談対応から、知識を養うセミナーの開催など、創業者のステージに合わせた総合的な支援を行います。

〔 町田商工会議所・町田新産業創造センター・きらぼし銀行・横浜銀行・城南信用金庫・山梨中央銀行・西武信用金庫・多摩信用金庫・日本政策金融公庫・町田市 〕

町田創業プロジェクトお問い合わせ先

- 町田市経済観光部産業政策課 町田市森野 2-2-22 ☎042-724-2129
- 町田商工会議所 町田市原町田 3-3-22 ☎042-724-6614
- 町田新産業創造センター 町田市中町 1-4-2 ☎042-850-8525

※詳しくは、町田市ホームページをご覧ください。町田創業プロジェクト [検索](#)



「町田創業プロジェクト」について

1. 概要

「町田創業プロジェクト」とは、平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法において国から認定された創業支援事業計画に基づき、町田市、町田商工会議所、(株)町田新産業創造センター、地域金融機関が連携して創業支援を行う事業です。この事業は、創業者の「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識習得を目的として行うもので、支援を受けた創業者は、創業に関する各種特典（会社設立時の登録免許税軽減措置、創業関連保証特例、新創業融資自己資金要件の充足等）が適用されることとなります。

この事業では、町田商工会議所、(株)町田新産業創造センターにおいて、知識習得記録を行う「起業家カード」を発行いたします。創業者は、2に掲げる特定創業支援事業を受け、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4項目を習得したと認められる場合、町田市から特典を得るための証明書の発行を受けることができます。

2. 特定創業支援事業（知識習得が記録されるメニュー一覧）

【町田商工会議所】

- ① 創業スクール（8月ごろ開催）
- ② 経営力向上セミナー（6月～1月ごろ開催）
- ③ 創業支援コーディネータ相談対応（窓口・巡回等、随時）

【(株)町田新産業創造センター】

- ① 町田創業ファーストステップ相談会（毎月開催）
- ② 町田創業ファーストステップセミナー（毎月開催）
- ③ まちだ女性創業スクール（9月～11月ごろ開催）
- ④ 創業支援コーディネータ相談対応（随時）

3. 各種特典

- ① 株式会社または合同会社等を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます。税率が資本金の0.7%から0.35%となり、最低税額の場合、株式会社設立は15万円から7.5万円に、合同会社設立は6万円から3万円に減額されます。合名会社または合資会社は1件につき6万円から3万円に減額されます。
- ② 創業2か月前から適用される創業関連保証の特例が、事業開始6か月前からの適用となります。
- ③ 日本政策金融公庫の新創業融資制度において、「創業資金総額の1/10以上の自己資金要件」を満たしたものとされます。
- ④ 町田市中心企業融資制度「創業資金」のご利用に際し、利子の全額補助が受けられます。
（お申し込み窓口は、市内各種取扱金融機関となります。）

4. 各種特典を受けるには

- ① 各支援機関における特定創業支援事業を通じて、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4項目について知識を習得した場合に、各支援機関が「起業家カード」に習得確認の記録をします。
- ② 上記4項目全て習得済となった場合に、特典を受ける際に必要な証明書を発行いたしますので、町田市経済観光部産業政策課（市役所9階）に申請してください。

※証明書の発行には、1か月以上にわたって4回以上の支援を受ける必要があります。

- ③ 特典を受けようとする各機関に原本を提示して下さい。(証明書は複数枚の発行、再発行も可能です)

5. 各種特典一覧

番号	特典内容	特典詳細	対象者	申請先
1	株式・合同・合名・合資会社設立時の登録免許税の減税	登録免許税が資本金の0.7%のところ0.35%となります。また、最低税額が15万円のところ7.5万円となります。(株式会社の場合)	創業前、又は創業後5年未満であり、市内で株式会社・合同会社・合名会社・合資会社を設立予定の個人の方	東京法務局町田出張所
2	創業関連保証の特例	創業関連保証における創業前の利用対象者が、事業開始2か月前からのところ6か月前からとなります。	創業前であり市内で事業開始予定の方	一般社団法人全国信用保証協会連合会
3	新創業融資制度の自己資金要件の特例	日本政策金融公庫の新創業融資制度において、「創業資金の1/10以上の自己資金を有すること」という要件を満たしたものとみなされます	創業前であり市内で事業開始予定の方、または事業開始後税務申告を2期終えていない市内事業者	株式会社 日本政策金融公庫
4	町田市中小企業融資制度「創業資金」における利子補助の優遇	「創業特例」として利子分が全額補助されます。	町田市中小企業融資制度の利用要件をすべて満たしている方	町田市 (市内各種取扱金融機関)

※手続き方法については各支援機関のホームページ等をご確認ください。

※この他にも、証明書発行による特典がございます。詳しくはお問い合わせ下さい。

6. 各創業支援機関の役割

【町田市】

各支援機関の紹介、創業特典を受けるための証明書の発行、町田市中小企業融資制度「創業資金」(利子の補助)

【町田商工会議所】

相談窓口、創業スクール、経営力向上セミナー、創業計画作成サポート、経営(販路、財務、資金調達、労務など)相談、(創業者交流会)等

【(株)町田新産業創造センター】

相談窓口、ファーストステップ相談会、ファーストステップセミナー実施、創業計画作成サポート、販路開拓及びマッチング支援、経営(販路、財務、資金調達、労務など)相談、創業支援施設提供

【金融機関(きらぼし銀行、横浜銀行、城南信用金庫、山梨中央銀行、西武信用金庫、多摩信用金庫、日本政策金融公庫)】

融資相談、財務相談、創業計画作成サポート

〈産業競争力強化法に関する町田市の創業支援事業計画〉

～創業の特典を受けるための流れ～

1 創業を考えたら！

○創業の特典を受ける方、創業に関し課題のある方は「2」の支援機関へお越しください。

起業したい！
法人化したい！



でも、誰に相談すれば
良いのだろうか？

2 特定創業支援事業を受けよう！

○支援機関に創業の相談等をした場合「起業家カード」が発行されます。**(発行場所は町田商工会議所と(株)町田新産業創造センターのみ)**

○各支援機関が実施する「特定創業支援事業」を受講等し、各支援機関より「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」について「起業家カード」に知識習得の確認を受けます。

※1か月以上にわたって4回以上の支援を受ける必要があります！

○全ての項目の習得確認が記録されましたら、証明書の発行が受けられます。

創業をお考えの方
事業計画の立案、基礎知識の
習得等の相談

資金調達の相談
をされたい方

どの機関へ行けばよい
かわからない方

町田商工会議所

**(株)町田新産業
創造センター**

金融機関

町田市役所

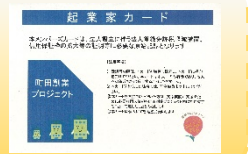
〈特定創業支援事業〉
○創業スクール
○経営力向上セミナー
○創業支援コーディネータによる相談対応



〈特定創業支援事業〉
○ファーストステップ
相談会
○ファーストステップ
セミナー
○まちだ女性創業
スクール
○創業支援コーディネータによる相談対応



〈起業家カード〉
町田商工会議所、
町田新産業創造
センターで発行



3 証明書をもらおう！

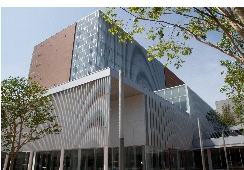
○創業の特典を受けるための証明書は町田市が発行します。

○支援機関で発行され、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」について習得確認が記録された「起業家カード」を、電話連絡の上、町田市役所にお持ちください。

○即日発行もできます。事前にご連絡下さい。

○担当部署は産業政策課
(9階906窓口)

町田市役所

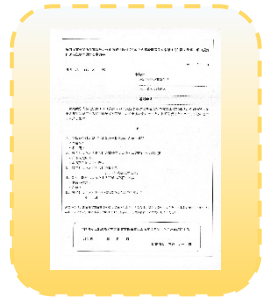


4 証明書を使おう！

○市役所で発行された証明書は、創業の特典を受けるために必要です。

○発行された証明書を持って、創業の特典を受けてください。

証明書の引渡し



5 その後も利用しよう！

○創業の特典を受けるための流れは、これで終了です。創業後も支援する体制がありますので、新たな悩みが出た場合は随時各支援機関にご相談ください。

